

IT技術者の 研修費を補助します

補助額(1年あたり)

最大 **500万円**

補助期間

最長 **5年間**

条件

- ・ 函館市内に立地した市外IT企業
- ・ 人材育成のための研修を行う



●お問い合わせ

函館市経済部工業振興課

電話：0138-21-3316

Mail：kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp

URL：https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015072900040/



IT技術者人材育成支援補助金 概要

対象事業者	函館市企業立地促進条例補助金の認定を受け、かつ、交付決定を受けることが見込まれる立地IT企業
対象業種	ソフトウェア業／情報処理、提供サービス業／インターネット付随サービス業／デザイン業
対象事業	立地IT企業が企業立地事業の実施に伴い新たに雇用する対象者に対して行うIT技術者の人材育成のための研修事業
対象者	(1)函館市自治基本条例に規定する市民(市内に住所を有する方、市内に通勤する方) (2)研修終了後の実績報告までに上記の市民となることが見込まれている方 上記のいずれかの要件を満たす方のうち、 3つの保険(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)全てに加入されている方
対象期間	函館市企業立地促進条例補助金の認定の日から5年間

交付対象事業者	助成内容		
	助成額	限度額	通算限度額
立地IT企業	1時間あたり1,000円 360時間を上限とする	労働者1人あたり30万円	1社あたり 単年度で500万円
【参考】 企業立地 補助金	5年間にわたり 雇用増1人あたり50万円	1年あたり5,000万円	1社あたり 5年間で2億円
	賃料が発生した日から 5年間にわたりオフィス賃料の50%	1年あたり1,000万円	

補助金交付までのフロー図

立地計画の認定	前もって函館市企業立地促進条例補助金の認定を受けていただく必要があります
交付申請	研修を実施する日までに「交付申請書」をご提出いただきます
研修実施	研修実施期間中に受講者や研修内容等に変更があった場合は 変更発生日から10日以内に「変更承認申請」をご提出いただきます
実績報告	研修が終了した日から30日以内に「実績報告書」をご提出いただきます
実施検査	担当者がオフィスにお伺いし、実施した研修内容について検査を行います
補助金交付	実施検査後、補助金額の確定手続きが完了したのち、補助金を交付いたします